

次期総合計画に関する策定方針

1. 策定の趣旨・背景

(1) 昭和46年からの策定経過と時代の変遷

高度経済成長とそれに伴う持続的安定は、大都市とその周辺都市に人口の集中をもたらし、特に本市は、恵まれた自然環境と、京都・大阪の二大都市を結ぶ中間に位置し鉄道などの交通至便の地という地理的好条件から、昭和30年代後半から急激な人口増加と発展を遂げました。

そのような社会背景の中、基本構想の目標年次を平成2年（昭和65年）とする長岡町総合計画を昭和46年に策定し、都市基盤整備等を推進してきましたが、社会経済情勢の変化、市民意識の多様化などにより、昭和60年に、長岡町総合計画を見直し、平成12年（昭和75年）を目標年度とする長岡京市新総合計画を策定しました。

平成13年度からの長岡京市第3次総合計画は、情報化や国際化、環境問題の深刻化等、社会経済情勢が大きく変化する中、JR長岡京駅西口再開発事業を始めとする大規模なハード事業と福祉施策等のきめ細やかなソフト事業両面のバランスを考慮し、策定されました。

現在、地方分権の進展など、時代は大きな転換期・変革期を迎え、長岡京市第3次総合計画に基づき、市民と行政が互いにそれぞれの役割と責任を果たすパートナーシップの視点に重点を置き、まちづくりに取り組んでいるところです。

<これまでの長岡京市総合計画>

総合計画名称	計画期間	めざす都市像
長岡町総合計画	昭和46年 ～平成2年	西山の緑を生かした公害のない住みよい、文化的遺産と教育、文化を尊重するまち
長岡京市新総合計画	昭和60年度 ～平成12年度	緑豊かな自然と心ふれあう長岡京
長岡京市第3次総合計画	平成13年度 ～平成27年度	住みつづけたいみどりと歴史のまち長岡京

(2) まちづくりの重点課題 ～本市を取り巻く社会的状況～

① 本格的な少子・高齢社会と人口減少社会の到来

わが国においては、少子・高齢化が急速に進行しています。加えて、人口動態統計によると、平成17年には死亡数が出生数を上回り、調査開始以降初めて人口が減少するなど、本格的な人口減少社会に突入しています。

本市の高齢化率は全国平均よりも若干低いものの約23.4%（平成25年8月末現在）と超高齢社会に突入しており、今後更なる少子・高齢化の進行に加え、人口についても遞減していくものと推計されています。

② 安全・安心なまちづくり

本市では、市民の安全・安心な暮らしを重点課題として捉え、健康、福祉、医療の分野の充実や、インフラの整備、防災・防犯の視点によるまちづくりを推進しています。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、各地で甚大な被害をもたらす集中豪雨など、大規模な自然災害にも対応できる災害に強いまちづくりへの要請はこれまで以上に高まりを見せています。

市民が安全・安心に暮らせるまちを実現するため、足許の課題にもしっかりと対応しつつ、将来に向けてハード・ソフト両面から総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくことが求められます。

③ 環境の保全

本市は、西山の豊かな緑、豊富な地下水や桂川水系などの水資源とそれらに育まれる田畑などの自然環境に恵まれたまちです。

そういった豊かな自然環境によって生み出されるまちのゆとりが本市の魅力の一つであり、まちに関わる人の生活と心の豊かさを支えています。

現在、地球規模で温暖化、大気汚染、水資源の危機といった環境問題が発生しています。そういった環境問題を、本市では、地域の課題として捉え、対応を進めてきました。

これまでの総合計画や長岡京市環境基本計画に基づき、西山森林整備を始めとした自然の保全や回復、ごみの減量化、農地保全など地域の環境問題解決に向けた取り組みを維持し、進展させていくことが求められます。

(3) 持続可能な行財政運営

～今後のまちづくりの基本的な進め方、地方分権の推進と更なる市民参画・協働～

平成25年は、国会において「地方分権の推進に関する決議」が行われてから20年目の年になります。この20年間に3次に渡る地域主権一括法の制定、地方自治法の改正などの改革が進められてきました。

地方分権の推進の目的は、地方がその実情に応じ、自らの責任と判断で「ゆとりと豊かさを実感できる社会」を実現していくことにあります。

市民が「ゆとりと豊かさ」を実感し、地域が発展していくためには、多様な主体がまちづくりの主演としてそれぞれの分野で役割を担うことが求められています。

本市では自治会や地域コミュニティ協議会など、地域活動が積極的に展開されるとともに、ボランティアやNPOなどの市民活動も活発に行われています。

今後は、市民・事業者・行政などがそれぞれの役割と責任のもと、これまで以上に連携・協力しながら、支え合って公共を担っていくことが必要となります。

以上のような時代の変遷も踏まえ、現行の長岡京市第3次総合計画が平成27年度末をもって終了することから、社会経済情勢の変化や本市の実情、直面している課題等を総合的に分析し、新たな時代に対応した次期総合計画の策定をめざします。

2. 次期総合計画の役割

(1) まちづくりの方向性の指針

市民・事業者・行政など様々な主体が協働によるまちづくりを進めていくうえで共有すべき指針としての役割を果たします。

(2) 個別計画の方向性の指針

市の最上位の計画として、市が策定する個別の行政分野に関する計画の目的及び方向性を示す指針としての役割を果たします。

3. 次期総合計画策定における基本的視点

(1) 参画・交流・協働による計画づくり

次期総合計画の策定にあたっては、「まちづくりの主役は、市民です」という言葉に象徴される第3次総合計画の市民参画手法を更に発展させます。

参画・協働だけではなく、「交流」を含めることにより、それぞれの主体が年齢や性別、職業といった違いを超えて、情報を受発信し合うことで、将来都市像を共有し、一体となって計画づくりを行います。

(2) わかりやすい計画づくり

総合計画は行財政の執行を規定するだけではなく、まちに関わる全ての人が織りなすまちづくりの方向性を規定するものです。

このため、共有した将来都市像に対し、まちの現状と課題、目的を明確にし、行財政運営の各段階で適切な評価、検討を行える計画であることが必要であり、全ての人に対して、わかりやすく、使いやすいものでなくてはなりません。

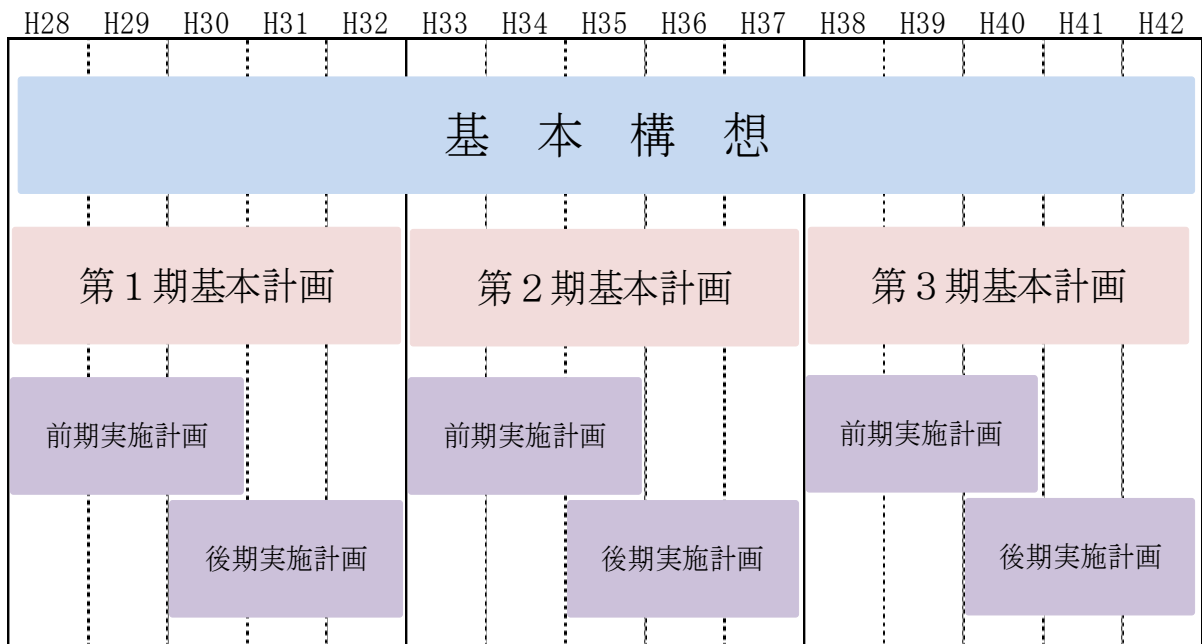
次期総合計画の策定、運用等において、表現や内容が誰の目線から見ても「わかりやすい」計画づくりを行います。

4. 次期総合計画の構成及び期間

次期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画による構成を予定しています。

- 基本構想…市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものとして策定し、計画期間は15年間を予定しています。
- 基本計画…基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示すものとして策定し、基本構想の15年間を3期に分け、5年間を計画期間として予定しています。
- 実施計画…基本計画の具体的な実施に関する計画として、基本計画を前期・後期各3年間に分けた策定を予定しています。

<次期総合計画・計画期間イメージ図>



5. 策定体制

次期総合計画策定作業の円滑な運営を図るための体制を次のとおりとします。

(1) 市民参画・協働体制

多様な主体の「協働」による総合計画づくりを進めるため、様々な手法により、多くの意見聴取に努め、また、計画策定においても市民の参画に努めます。

(2) 庁内推進体制

職員総参加を基本とし、各部門相互に連携しながら、市の発展のため、総合的成果をあげる計画となるよう行政職員としての知識、経験、情報等を最大限に活用します。

(3) 審議会等体制

市民、各種団体の代表や有識者などで構成する「長岡京市総合計画審議会」において、総合的な見地から次期総合計画に関する市長の諮問に対し答申をいただきます。

(4) 他団体との連携

産官学の連携等による計画づくりを進めます。